○姫路市立図書館図書資料等の複写に関する規則

昭和42年6月1日 教委規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市立図書館(以下「図書館」という。)が行う図書及びその他の図書館資料(以下「図書」という。)の複写に関して必要な事項を定めるものとする。 (複写の申込み)

第2条 図書の複写を希望する者は、複写申込書を提出して館長の許可を受けなければならない。

(複写することのできる図書の範囲)

- 第3条 複写は、図書館が所蔵する図書について、その一部分につき行うものとする。ただし、学術、研究等の目的のため、特に必要があると認められる場合は、図書の全部分を複写することができる。
- 2 次に掲げる図書は、複写することができない。ただし、第1号に規定する図書について は、著作権のある図書の使用上、正当と認められる範囲において複写することができる。
 - (1) 著作権のある図書で、複写することにつき、当該著作権者の承認を得ていないもの
 - (2) 図版、写真版等を主とするもので図書館において貴重図書の取扱いをしているもの及びこれに類するもの
- (3)前2号に掲げるもののほか、館長が複写することを不適当と認めた図書(複写に関する禁止事項)
- 第4条 複写したものは、これを再複製し、刊行し、若しくは翻刻し、又は販売し、譲渡し、 若しくは交換物として使用してはならない。

(著作権のある図書の使用上の責任)

第5条 複写により著作権の問題が生じた場合は、全て当該複写の申込みをした者がその責任を負うものとする。

(複写の方法)

第6条 図書館が行う複写の方法は、電子式複写によるものとする。

(費用)

第7条 複写の申込みをした者は、その複写に要する実費として複写紙1枚につき10円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を納めなければならない。

(適用除外)

第8条 姫路市立図書館条例(昭和25年姫路市条例第32号)第13条の規定により指定 管理者に管理を行わせる図書館にあっては、この規則は、適用しない。

(補則)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附則

この規則は、昭和42年6月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月8日教委規則第3号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年2月10日教委規則第2号) この規則は、昭和63年4月1日から施行する。 附 則(平成2年3月26日教委規則第10号) この規則は、平成2年4月1日から施行する。 附 則(平成4年3月24日教委規則第4号) この規則は、平成4年4月1日から施行する。 附 則(平成9年3月31日教委規則第6号) この規則は、平成9年4月1日から施行する。 附 則(平成17年3月31日教委規則第3号) この規則は、平成17年4月1日から施行する。 附 則(平成17年3月31日教委規則第3号) この規則は、平成17年4月1日から施行する。 附 則(平成29年6月23日教委規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条を第9条とし、第7条の次に1条を加える 改正規定は、平成30年4月1日から施行する。